

令和 7 年 2 月 2 7 日（定例会）

令和 7 年
奈良県広域消防組合議会
第 1 回定例会会議録

奈良県広域消防組合議会

令和 7 年奈良県広域消防組合議会第 1 回定例会会議録目次

○ 2 月 2 7 日

開会	2
管理者招集挨拶	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議長諸報告	4
管理者諸報告	4
一般質問	4
報第 1 号 権利の放棄の専決処分の報告について	5
議第 1 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する 条例について	6
議第 2 号 奈良県広域消防組合の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に 関する条例等の一部を改正する条例について	7
議第 3 号 奈良県広域消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を 改正する条例について	7
議第 4 号 奈良県広域消防組合の一般職の職員の退職手当に関する条例の一部 を改正する条例について	8
議第 5 号 令和 6 年度奈良県広域消防組合一般会計補正予算（第 2 号）	9
議第 9 号 令和 6 年度奈良県広域消防組合一般会計補正予算（第 3 号）	9
議第 6 号 令和 7 年度奈良県広域消防組合一般会計予算	11
議第 7 号 工事請負契約の締結について	16
議第 8 号 財産の取得について	17
同第 1 号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	18
委議第 1 号 奈良県広域消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改 正する条例について	18
管理者閉会挨拶	19
閉会	20

令和 7 年 2 月 2 7 日

令和 7 年奈良県広域消防組合議会第 1 回定例会会議録

奈良県広域消防組合議会

令和7年奈良県広域消防組合議会第1回定例会会議録

令和7年2月27日（木曜日）午後1時54分 開会

議 事 日 程

令和7年2月27日（木曜日）午後1時54分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議長諸報告
- 日程第 4 管理者諸報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 報第 1号 権利の放棄の専決処分の報告について
- 日程第 7 議第 1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第 8 議第 2号 奈良県広域消防組合の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議第 3号 奈良県広域消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議第 4号 奈良県広域消防組合の一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議第 5号 令和6年度奈良県広域消防組合一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 12 議第 9号 令和6年度奈良県広域消防組合一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 13 議第 6号 令和7年度奈良県広域消防組合一般会計予算
- 日程第 14 議第 7号 工事請負契約の締結について
- 日程第 15 議第 8号 財産の取得について
- 日程第 16 同第 1号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 17 委議第 1号 奈良県広域消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（25名）

1番 大橋基之君
3番 辰巳光則君
5番 岡田光司君
7番 寺前伊平君
9番 中拓也君

2番 市本貴志君
4番 竹邑利文君
6番 勝井太郎君
8番 仲山嘉君
10番 福田浩実君

1 1 番 山 口 昌 亮 君
1 3 番 牧 浦 秀 俊 君
1 5 番 西 井 覚 君
1 7 番 小 原 薫 君
1 9 番 平 井 清 君
2 2 番 中 勝 洋 君
2 4 番 うすい 卓 也 君
2 6 番 小 西 章 裕 君

1 2 番 中 川 靖 広 君
1 4 番 沖 優 子 君
1 6 番 川 田 裕 君
1 8 番 西 澤 巧 平 君
2 1 番 中垣内 敏 博 君
2 3 番 植 田 龍 一 君
2 5 番 南 満 君

欠 席 議 員 （ 1 名 ）

2 0 番 丸 井 雅 弘 君

地方自治法第 1 2 1 条の規定により出席した者

管 理 者 亀 田 忠 彦 君
副 管 理 者 上 田 清 君
副 管 理 者 金 剛 一 智 君
副 管 理 者 阿 古 和 彦 君
副 消 防 長 立 野 健 司 君
総 務 部 長 徳 永 達 也 君
警 防 部 長 丸 本 千 彰 君
会 計 管 理 者 北 嘉 文 君

代表副管理者 中 井 章 太 君
副 管 理 者 並 河 健 君
副 管 理 者 小山手 修 造 君
消 防 長 寺 崎 至 亮 君
組 合 事 務 局 長 梅 野 正 和 君
人 事 部 長 長 塚 典 義 君
予 防 部 長 岡 本 寿 広 君

会議に従事した事務局職員

議会事務局長 箱 谷 英 雄 君
議会事務局主幹 上 田 直 紀 君

議会事務局次長 生 多 章 人 君
議会事務局指導官 森 昌 子 君

○議長（南 満君） 皆さん、こんにちは。おそろいのようにございますので、定刻前でございますけど、もう開会の方、させていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

午後 1 時 5 4 分 開会

○議長（南 満君） ただいまから、令和 7 年第 1 回定例会を開会いたします。

理事者より、会議にて資料作成が必要となった場合に備え、議場に設置されたカメラより会議内容を職員控室に配信いたしたいとの要望がございます。これまでと同様に配信することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 満君） ご異議がございませんので、ただいまから中継させていただきます。

○議長（南 満君） 初めに、このたび樫原市の選挙に伴い、うすい卓也議員が組合議員に選出されました。欠員となっておりました議会運営委員会委員にうすい議員を指名いた

しましたので、ここにてご報告申し上げます。

管理者招集挨拶

○議長（南 満君） 管理者から招集の挨拶がありますので、これをお受けいたします。
管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 開会に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

本日、令和7年奈良県広域消防組合議会第1回定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には何かとご多忙にもかかわりませず、ご出席を賜り心から厚く御礼を申し上げます。

さて、本会議では、報告1件、条例改正4件、令和6年度補正予算2件、令和7年度の当初予算、そして、工事請負契約の締結、財産の取得、同意案、それぞれ1件を提案させていただく予定としております。

何とぞよろしくご審議を賜りますことをお願い申し上げ、簡単ではございますけれども、開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 満君） これより本日の会議を開きます。

ただいま、出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（南 満君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

奈良県広域消防組合議会会議規則第87条の規定により、4番、竹邑利文議員、22番、中勝洋議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（南 満君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会で会期について審査願っておりますので、委員長から報告を求めます。
川田委員長。

○議会運営委員長（川田 裕君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、議会運営委員会を代表いたしまして報告をさせていただきます。

議会運営委員会は、2月14日に令和7年組合議会第1回定例会の運営についてを議題とし開催をいたしました。

初めに、会期についてでございますが、本日1日間と決定をいたしました。

次に、日程ですが、日程第3、議長諸報告、日程第4、管理者諸報告、日程第5、一般質問に続き、管理者提出案件として日程第6から日程第16まで、報告1件、条例改正4件、令和6年度補正予算2件、令和7年度当初予算、工事請負契約の締結、財産の取得、同意案の順に審議をすることとし、補正予算2件については、一括議題とすることに決定をいたしました。

また、議会運営委員会から提出議案として、議会の個人情報保護条例の改正案についてご審議をいただくことを予定しております。

最後に議会運営委員会において、閉会中に会議の運営について審査する必要があることから、奈良県広域消防組合議会会議規則第109条の規定により、継続審査についてはこ

ここに申出をいたします。

これをもちまして、議会運営委員会の報告を終わりますが、報告漏れ等がございましたら委員各位の補足説明をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（南 満君） ただいまの報告に対し、確認事項はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 満君） なしと認めます。

お諮りいたします。

会期はただいま報告があったとおり本日 1 日間と決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 満君） ご異議なしと認めます。よって、会期は 1 日とすることに決定いたしました。

日程第 3 議長諸報告

○議長（南 満君） 続きまして、日程第 3、議長諸報告について報告させていただきます。

監査委員から例月出納検査の結果報告がございました。その写しをお手元に配付しておりますので、ご清覧おき願います。

これにて議長諸報告を終わります。

日程第 4 管理者諸報告

○議長（南 満君） 日程第 4、管理者諸報告を受けることにいたします。

亀田管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 管理者諸報告につきましては、事前にご配付をさせていただきました行政報告に代えさせていただきますので、ご清覧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（南 満君） 以上で管理者諸報告を終わります。

日程第 5 一般質問

○議長（南 満君） 続きまして、日程第 5、一般質問を行います。

質問通告が来ておりますので、お手元に配付しております一般質問通告一覧表に沿って発言を許します。

なお、1 回目の質問は答弁席で行いますが、2 回目以降は自席からの発言をお願いいたします。なお、発言については、質問時間のみで 15 分とし、事前通告に沿った内容で質問をお願いいたします。通告内容と違う場合や議題外にわたる場合は発言を制止する場合がありますので、ご注意願います。

それでは、4 番、竹邑利文議員の質問を許します。

○4 番（竹邑利文君） 議長のお許しを得まして、一般質問をさせていただきます。

1、懲戒処分について。どのような根拠に基づき懲戒処分を実施しているのか。

昨今の報道を見ると、公務員や消防職員の不祥事に関するニュースが絶えない状況です。事案内容によっては厳しい処分もされております。中には刑事事件で不起訴処分になっている事案でも、懲戒処分されている事案も見受けられます。

奈良県広域消防組合においても同様のケースで職員の懲戒処分について、最近でも報道発表されていますが、これらの処分について基準があるのか、ご説明をよろしく願います。

2、市町村の分担金について。なぜ分担金の負担方法に人口割でなく救急出動件数割を用いるのか。

分担金の負担方法について、人口割でなく救急出動件数割を用いている理由について、ご説明をよろしく願います。

○議長（南 満君） ただいまの質問に対して答弁をお受けいたします。

長塚人事部長。

○人事部長（長塚典義君） 人事部長の長塚でございます。4番、竹邑利文議員の質問にお答えいたします。

職員の非違行為における処分につきましては、職員の行った非行が地方公務員法第29条、懲戒に記載されています、全体の奉仕者として公務員にふさわしくない行為であったのか確認を行いまして、処分対象の行為を確定させた上で、奈良県広域消防組合の懲戒処分の指針に定められている処分例に照らし、処分の重さを決定しております。

以上でございます。

○議長（南 満君） 梅野組合事務局長。

○組合事務局長（梅野正和君） 組合事務局長の梅野でございます。

4番、竹邑議員の2つ目、市町村分担金についてのご質問でございます。なぜ、分担金負担方法について人口割でなく、救急出動件数割を用いるのかという質問でございましたが、人口については基準財政需要額割において人口割の要素が反映されていることから、人口割ではなく基準財政需要額を用いております。それに加えて救急出動件数は、各市町村の人口におおむね比例し、各市町村の受益を反映していることから、救急出動件数割を用いて公平性を図っております。

以上でございます。

○議長（南 満君） 4番、竹邑議員。

○4番（竹邑利文君） ご答弁ありがとうございます。

1に関して、職員の皆さんは日夜業務に精励されております。誠にありがとうございます。37市町村住民の目、耳がございまして。皆さんは住民の奉仕者です。不祥事のなきよう日常業務に精魂込めて頑張ってください。ありがとうございます。

2に関して、市町村の公平性をお聞きしました。よりよき方向でお願いしたいと思えます。もうこれで結構ですから、ありがとうございます。

○議長（南 満君） 以上で一般質問を終わります。

日程第6 報第1号 権利の放棄の専決処分の報告について

○議長（南 満君） 日程第6、報第1号、権利の放棄の専決処分の報告についてを議題

とし、管理者に報告を求めます。

管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 報第1号、権利の放棄の専決処分の報告について、ご報告を申し上げたいと思います。

議案書、2ページをご覧ください。

本件は、令和6年3月、天理市内の駐輪場に設置をしておりました、火災予防ののぼり旗2本が焼損した事案で本件に係る債務者に賠償を求めておりましたが、債権回収の見込みがないため、地方自治法第180条第1項の規定により、権利の放棄の専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。放棄した債権額は1,791円となります。

以上、ご承知おきいただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（南 満君） ただいまの報告に対し、確認事項はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 満君） ないようでございますので、報第1号を終わります。

日程第7 議第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

○議長（南 満君） 日程第7、議第1号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、管理者に説明を求めます。

管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 議第1号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、ご説明を申し上げます。

議案書の3ページ、参考資料につきましては1ページをご覧ください。

本案は、刑法等の一部を改正する法律の施行により、「懲役」及び「禁錮」が廃止され、「拘禁刑」に一本化されたことに伴い、関係条例の語句の整理を行い、所要の経過措置を設けるものでございます。

参考資料の2ページ以降に新旧対照表をつけておりますので、ご確認をいただきたいと思います。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（南 満君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 満君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 満君） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議第1号を原案どおり可決することに決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 満君） ご異議なしと認めます。よって、議第1号は原案どおり可決されました。

日程第8 議第2号 奈良県広域消防組合の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（南 満君） 日程第8、議第2号、奈良県広域消防組合の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、管理者に説明を求めます。

管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 議第2号、奈良県広域消防組合の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部を改正する条例について説明をいたします。

議案書は5ページをお開きください。参考資料は7ページとなります。

本案につきましては、人事院勧告に基づき国家公務員の給与法が改正されたことから、当組合職員の関係条例について所要の改正を行うものでございます。本改正は民間給与との均衡を図るため、大卒程度及び高卒者の初任給を引き上げるとともに、若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象に職務級に応じた引上げ改定を行うものでございます。また、同時に期末勤勉手当につきましても、0.05月分引き上げる他、地域手当や扶養手当等も併せて改正を行うものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（南 満君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 満君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 満君） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議第2号を原案どおり可決することに決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 満君） 異議なしと認めます。よって、議第2号は原案どおり可決されました。

日程第9 議第3号 奈良県広域消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（南 満君） 日程第9、議第3号、奈良県広域消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、管理者に説明を求めます。

管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 議第3号、奈良県広域消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

議案書につきましては21ページ、参考資料は41ページとなります。

本案につきましては、育児休業法等の改正に伴い、子を養育する職員の請求に基づき、所定の労働時間を超えて勤務させてはならない職員の範囲について、これまで「3歳になるまでの子を養育する職員」とされていたものを「小学校に入学するまでの子を養育する職員」に拡大するものでございます。また、家族の介護が必要となった職員に対し、介護との両立を支援する制度の説明や相談体制の整備を義務づける改正を行うものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（南 満君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 満君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 満君） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議第3号を原案どおり可決することに決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 満君） 異議なしと認めます。よって、議第3号は原案どおり可決されました。

日程第10 議第4号 奈良県広域消防組合の一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（南 満君） 日程第10、議第4号、奈良県広域消防組合の一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、管理者に説明を求めます。

管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 議第4号、奈良県広域消防組合の一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

議案書につきましては23ページ、参考資料は45ページとなります。

本件につきましては、雇用保険法等の一部改正により就業手当が廃止されたことに伴い、当組合の退職手当に関する条例のうち、就業手当に相当する部分を廃止するものでございます。また、地域延長給付に関する特例措置が2年延長されたことに伴い、当組合においても同様の措置を講ずるものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（南 満君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 満君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 満君） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議第4号を原案どおり可決することに決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 満君) 異議なしと認めます。よって、議第4号は原案どおり可決されました。

日程第11 議第5号 令和6年度奈良県広域消防組合一般会計補正予算(第2号)

日程第12 議第9号 令和6年度奈良県広域消防組合一般会計補正予算(第3号)

○議長(南 満君) 日程第11、議第5号、日程第12、議第9号を一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、管理者に説明を求めます。

管理者。

○管理者(亀田忠彦君) 議第5号、令和6年度奈良県広域消防組合一般会計補正予算(第2号)について説明をさせていただきます。

議案書につきましては、別冊となつてございます補正予算(第2号)の1ページをお開きください。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,784万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ153億5,521万6,000円とするものでございます。

歳入歳出補正の詳細につきまして、主な部分のみをご説明させていただきます。8ページ、9ページをご覧ください。

歳入でございます。

1款、分担金及び負担金、1目、消防費分担金、補正額は1億6,647万4,000円の減額。これは予算に不用額が発生したことに伴い、市町村分担金を減額するものでございます。説明欄には各市町村の減額分を記してございます。

おめくりいただきまして、10ページ、11ページをご覧ください。

5款、財産収入、2項、財産売払収入、1目、物品売払収入につきましては、1,481万3,000円の増額。これは住民から救急搬送のお礼として金が寄附されたものを採納し、売却したものでございます。ご本人様のご意向もあり、救急車の購入に充てる予定でございます。

おめくりいただきまして、12ページ、13ページをご覧ください。

8款、繰越金、補正額は2億6,821万8,000円の増額。これは令和5年度の決算剰余金を予算化するものでございます。今年度から剰余金の全額を計上してございます。

9款、諸収入、1目、雑入は1,884万円の増額。説明欄におきまして、過年度収入として計上されております899万円は、能登半島地震における緊急消防援助隊の活動経費が国から交付されたため計上するものでございます。

続きまして、歳出でございます。14ページ、15ページをご覧ください。

2款、総務費で1億2,235万7,000円の増額。主なものといたしましては、15ページの下の部分にあります償還金、利子及び割引料として1,043万2,000円。これは今年度予算の不用額を各市町村へ返還するものでございます。

おめくりいただきまして、16ページ、17ページをご覧ください。

17ページの上段、24節、積立金は、令和5年度の決算剰余金の2分の1を積み立て

るものでございます。これまでは決算と同時に財政調整基金に編入しておりましたが、今年度から予算計上の上、積み立てることとしたものでございます。

続きまして、16ページの中段、3款、消防費でございます。1,549万1,000円の増額でございます。

17ページの中ほど、給料が6,369万9,000円、職員手当等が8,422万9,000円の増額となっております。これにつきましては、人事院勧告や早期退職者の発生に伴う増額その他、予算不用額の減額でございます。

おめくりいただきまして、19ページでございます。

17節、備品購入費は4,028万円の減額。これは予定しておりました車両更新を見直したため減額するものでございます。

続きまして、同じページの下段、24節、積立金は4,144万3,000円の増額でございます。これは将来の退職者発生に備え、各市町村に照会をした結果を退職手当基金に積むものでございます。

続きまして、22ページ、23ページをご覧ください。

12節、委託料で2,687万円。14節、工事請負費で6,586万円の減額でございます。これらは庁舎の改修工事の見直し及び入札差金による減額でございます。

以上で、令和6年度補正予算（第2号）の説明を終わります。

続きまして、令和6年度補正予算（第3号）の説明をさせていただきます。

議案書は別冊となっております補正予算（第3号）の1ページをお開きください。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ549万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ153億6,070万8,000円とするものでございます。本案につきましては、職員に退職手当を支給する必要があるため予算を補正するものでございます。

以上、令和6年度補正予算（第2号）及び（第3号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（南 満君） これより質疑に入ります。議第5号、議第9号について質疑はございますか。

16番、川田議員。

○16番（川田 裕君） よろしく申し上げます。

9ページをお願いしたいんですが、補正予算（第2号）の消防費分担金ということで、歳入の減額補正ということで行われております。これは前々からご指摘をさせていただいておりましたが、今回この会計から戻出という形を取って、各団体に関しては戻入を行うということですから雑入とかいう形では計上されないと、このような解釈でよろしいですね。

○議長（南 満君） 徳永総務部長。

○総務部長（徳永達也君） 総務部長の徳永でございます。16番、川田議員のご質問にお答えいたします。

昨年度予算の補正予算では、返還金という形で市町村にお戻しをさせていただきました。議会からのご指摘もございまして、5年度予算は返還金でお戻しさせていただきましたけれども、6年度予算におきましては、分担金を減額して戻出という形で市町村にお戻しさせていただく、そのような取扱いとなっております。

以上でございます。

○議長（南 満君） 16番、川田議員。

○16番（川田 裕君） これで地方自治法施行令の形に合わせたという理解でよろしいですね。

○議長（南 満君） 徳永総務部長。

○総務部長（徳永達也君） 引き続きお答えいたします。

地方自治法の中にございます、最小の経費で最大の効果をというところもございまして、分担金を必要な分だけ頂くという手だてでございます。

以上でございます。

○議長（南 満君） 他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 満君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 満君） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議第5号、議第9号を個別採決といたします。

議第5号、令和6年度奈良県広域消防組合一般会計補正予算（第2号）を原案どおり可決することに決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 満君） 異議なしと認めます。よって、議第5号は原案どおり可決されました。

続けてお諮りいたします。

議第9号、令和6年度奈良県広域消防組合一般会計補正予算（第3号）を原案どおり可決することに決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 満君） ご異議なしと認めます。よって、議第9号は原案どおり可決されました。

日程第13 議第6号 令和7年度奈良県広域消防組合一般会計予算

○議長（南 満君） 日程第13、議第6号、令和7年度奈良県広域消防組合一般会計予算についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、管理者に説明を求めます。

管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 議第6号、令和7年度奈良県広域消防組合一般会計予算についてご説明をさせていただきます。

議案書につきましては、別冊となっております令和7年度予算書、1ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ160億9,467万2,000円と定めてございます。

3ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算でございます。

まず、歳入でございますけれども、1款、分担金及び負担金は133億436万7,000円、2款、使用料及び手数料につきましては575万円、4款、県支出金につきましては3,849万3,000円、5款、財産収入につきましては1,453万5,000円、7款繰入金につきましては1億8,975万8,000円、9款、諸収入につきましては1億1,886万9,000円、10款、組合債につきましては24億2,290万円の各予算でございます。

おめくりいただきまして、4ページ、歳出でございます。

1款、議会費190万1,000円、2款、総務費3億5,422万9,000円、3款、消防費147億1,023万4,000円、4款、公債費10億1,630万8,000円、6款、予備費1,200万円の各予算でございます。

続きまして、5ページでございます。第2表、債務負担行為でございます。

これは、消防車や救急車など各事業の債務を負担するため、それぞれの事項につきまして、期間と限度額を定めてございます。

続いて、6ページでございます。第3表、地方債でございます。

消防施設整備事業といたしまして、限度額を24億2,290万円と定めてございます。

続きまして、7ページからでございますけれども、歳入歳出予算事項別明細となっております。主な部分につきまして、説明をさせていただきます。

10ページをご覧くださいと思います。

歳入でございます。1款、分担金及び負担金、1目、消防費分担金は131億5,000万円、前年度と比較いたしまして、1億810万1,000円の増額となっております。11ページから13ページの説明欄に各市町村別の分担金が記載されておりますので、ご確認をよろしくお願い申し上げます。

次に、14ページ、15ページをご覧ください。

14ページの中ほど、4款、県支出金3,849万3,000円は、デジタル無線・通信指令システム整備事業費において県から交付される補助金でございます。

続いて、1枚おめくりいただきまして、7款、繰入金でございます。1億8,975万8,000円。主なものといたしまして、財政調整基金1億5,803万5,000円、退職手当基金3,150万円をそれぞれ繰入れするものでございます。9款、諸収入、2項、雑入は1億1,852万7,000円でございます。主なものといたしましては、派遣職員給与費に係る負担金収入となっております。

続いて、18ページをお願いいたします。

10款、組合債24億2,290万円は、車両更新、庁舎建設など投資的経費の財源に充当するもので、緊急防災・減災事業債など有利な起債を活用してございます。

続きまして、20ページでございます。

歳出でございます。1款、議会費は190万1,000円、主に議員報酬と議会会議録作成費用となっております。2款、総務費の主なものといたしましては、1目の一般管理費3億5,339万円で、前年度と比較いたしまして2,145万6,000円の増額でございます。主なものといたしましては、23ページでございますが、需用費の光熱水費、庁舎の電気代等で1億1,737万6,000円、25ページでございますが、使用料及び賃借

料の事務機器借上料 3,905万8,000円、備品購入費の一般備品費はパソコンの購入代といたしまして、3,662万2,000円でございます。

次に、26ページ、27ページをお願いいたします。

26ページの下段、3款、消防費でございます。1目、常備消防費 126億8,951万2,000円、前年度と比較いたしまして、2億5,627万4,000円の増額でございます。

27ページに移りまして、給料が 48億4,497万4,000円、職員手当等 42億855万9,000円。さらに1枚おめくりいただきまして、29ページの中ほどの共済費 18億7,067万5,000円、これら職員に係る給与費の合計が常備消防費全体の 86%を占めている状況でございます。

続いて31ページをご覧ください。

中段の委託料でございますが、2億2,107万4,000円、主なものといたしましては、消防救急デジタル無線設備保守点検委託料、消防指令システム保守点検委託料でございます。

次に、33ページをご覧ください。

備品購入費で 5億7,827万円、主なものといたしましては、消防車両の購入となっております。

次に、積立金 3億2,053万2,000円、これは将来の庁舎整備の費用や退職手当支給のため、それぞれの基金へ積み立てるものでございます。この積立額も各市町村のご意向を反映したものとなっております。

34ページをご覧ください。

2目、消防施設費 20億2,072万2,000円、前年度と比較いたしまして、3億7,733万4,000円の増額でございます。主なものといたしましては、35ページの中ほどでございますが、委託料で 2億6,735万8,000円、車両運用端末装置 AVM の更新業務委託料の他、14節、工事請負費 17億612万7,000円につきましては、磯城消防署及び大淀消防署の建設工事費用でございます。

4款、公債費でございます。10億1,630万8,000円、消防施設整備及び消防車両の購入等に伴い、借入れをいたしました起債の償還金でございます。平成26年から実施しておりますデジタル無線整備や指令センター整備事業に伴う起債の償還が終了したことから、1億5,346万2,000円の減額となっております。

以上、令和7年度一般会計予算の説明でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（南 満君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

16番、川田議員。

○16番（川田 裕君） 令和7年度予算、よろしくお願いします。

まず、26ページからお聞きをしたいと思うんですが、分担金及び負担金、これは以前から亀田管理者の方にもご精査いただくようにお伝えをさせていただいた分ですが、第6区分のいわゆる施設整備に関する資金が共通経費化になっていなかったということで、それを起債等とみなして、調整を今後いただくんだということを前回の一般質問でもご指摘をさせていただきました。管理者は全力で令和7年度から調整できるように最大の努力

をするというご答弁でありましたが、今回予算が計上されてまいりまして、この金額の中には調整も含んだ分が今回は計上されているのかどうかのご確認をさせていただきたいと思います。

○議長（南 満君） 総務部長。

○総務部長（徳永達也君） 総務部長の徳永でございます。川田議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の内容は、議員お述べのとおり前回までの議会で議会からのご指摘を端緒といたしまして検討した結果、令和7年度予算におきましては1,145万円ほど調整させていただいております。この後、令和12年度までの6ヶ年をかけまして、総額として6,874万円余りを調整させていただく予定としております。

以上でございます。

○議長（南 満君） 16番、川田議員。

○16番（川田 裕君） まずもって、亀田管理者に心から御礼を申し上げたいと思います。これだけ複雑な調整をいただきましたこと、管理者はじめ副管理者の皆様、本当にありがとうございました。今年度から皆さん気持ちよく、西澤議員の方も笑顔でいらっしゃいますので、また、よろしく願いしたいなと思います。

それともう1点なんですけど、同じ27ページになるんですけども、職員手当等に関しまして、この中で地域手当というものがあります。私どもの公共団体である香芝市なんか、他も同じなんですけど、改正がありまして、閣議決定が11月29日に行われまして、いわゆる前年度まで地域手当が6%であったのが4%に下落させられると。天理市さんと大和郡山市さん、奈良市さんも含めて8%になっていると、地域の力強さが現れているわけなんですけども、これに関しまして、やはり香芝市なんかだったら隣に行けば、もうすぐに太子町という町、羽曳野市という市がありまして、一步またぐだけで大阪市なんて12%の地域手当なんですよ、これはあまりにも格差が大き過ぎると。奈良県で言えば色んなところもありますけれども、これに関しまして、今ここで質疑したから変わるものでもないわけですが、消防の地域手当というのは令和7年度は何%で行われるのか。

また、これちょっと質疑3回までなんで1回で言わせてもらいますが、もし今後、他の大阪とかそういったところとあまりにも格差があるのであれば、これは是非市長会であれ町村会であれ、ちょっと国の方に要望もいただいて、議会の方は議長会を通じて要望していかなければいけないと思うんですが、あまりにも格差がありましたら、公務員というのは給料は大体全部一緒なんですけれども、何が違うかという地域手当がかなり大きな部分を占めていまして、今後の新しい優秀な人材を確保するに当たっても、この部分に関してはかなり大きなハンディになると、このように考えております。その点も併せて、総合的にちょっと見解を示していただければと思います。

○議長（南 満君） 人事部長。

○人事部長（長塚典義君） 人事部長の長塚でございます。16番、川田議員のご質問にお答えいたします。

このたびの地域手当につきましては、都道府県単位を基本とされましたことによりまして、現行の7級地から5級地に改正されたものでございます。それにつきまして奈良県広域につきましては、広域管内全体を考慮いたしまして現行の規則の改正によりまして、現

行 5.1 %を段階的に 4 %へ変更するように計画しているところでございます。

以上です。

○議長（南 満君） 16番、川田議員。

○16番（川田 裕君） 物価高騰の中、逆行して下がってしまうということで、これは職員さんにとって気の毒なお話なんです、その辺り是非管理者、また要望活動等を我々議会の方も頑張りますので、是非ともお願いを申し上げておきます。

もう1点、最後に投資的経費ということで、投資といいますか整備経費といいますかね、ということについて大きな視点からちょっと1点だけお願いをしたいなと思います。

今現在、失われた30年というものがやっと終わりかけていまして、デフレから脱却をしながら、やっと物価の上昇というものが今来ていると。これはコストプッシュじゃなくて、あくまでも基調的な物価上昇ということで販売価格等なんかに転嫁をされるという形ですから、これは実質、昔から来ている物価上昇でずっと来ているというような状況が今後続いていくと見られとるんですね。

総務省の資料なんかでも、名目GDPなんかで言えば、いわゆる今年で2.7だったかな、の上昇が見込まれているということから、やっぱりインフレ基調がかなり強いだろうと見込まれています。まして金利なんかも動向を見ていましたら、10年国債なんか国債の下落ということで逆に利回りが上がるということで、今1.4近いところまで上昇してきています。だからその状況から考えましたら、投資的なものが必要なもの、施設整備とか色々なものがあると思いますが、今後、起債を借りるにあたって、いわゆるその金利というのは必ず上がってくると思っていますので、そこは順番ね、できれば前倒しで投資をしていくとかいうことでやっていけば、今ならまだ低金利で運用できるのではないかと、このように思っております。

だからその辺また、令和7年度にかけてご研究いただきまして、精査いただきたいと思うんですが、その点のご見解をお願いいたします。

○議長（南 満君） 総務部長。

○総務部長（徳永達也君） 総務部長の徳永でございます。

まず、広域化以降、これまで庁舎の整備でありましたり車両の購入は、緊急防災・減災事業債の適用を受けることができておりました有利な起債であります。今のところ令和7年度で終了する見込みでありますので、それ以降の投資的な部分というのは、十分今後検討する必要があると考えております。庁舎の老朽化と車両の更新とを十分勉強しながら、有利な地方債、補助金を活用したいと考えております。

以上でございます。

○議長（南 満君） 管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 川田議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

先ほどの地域手当の件につきましても、貴重なご意見をいただいたというふうに思っております。正副管理者会議等々も含めまして、今いただいたご意見をしっかりと検討させていただいて、どのように反映していくのか前向きに検討をしっかりと進めてまいりたいと、そんなふうに思いますので、また引き続き色々な情報のご提供などをご協力いただけたらというふうに思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（南 満君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 満君） これにて質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 満君） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議第 6 号を原案どおり可決することに決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 満君） 異議なしと認めます。よって、議第 6 号は原案どおり可決されました。

日程第 1 4 議第 7 号 工事請負契約の締結について

○議長（南 満君） 日程第 1 4、議第 7 号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、管理者に説明を求めます。

管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 議第 7 号でございます。工事請負契約の締結について、ご説明を申し上げたいと思います。

資料は議案書にお戻りいただきまして、25 ページをご覧くださいと思います。参考資料につきましては、49 ページとなっております。

本件につきましては、大淀消防署の新築工事契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。一般競争入札の結果、ゴセケン・和光建設特定建設工事共同企業体と 7 億 7,746 万 9,000 円で仮契約をいたしてございます。参考資料の 50 ページには公表開札録、51 ページには仮契約書をつけてございますので、ご確認をお願い申し上げます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（南 満君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

16 番、川田議員。

○16 番（川田 裕君） よろしく申し上げます。

工事請負契約の大淀消防署の建て替え及び除去なんですけども、これは緊防債の適用とこのことの解釈でよろしいんですか。

もう 1 点、除却に関するものも緊防債が含まれるという解釈でよろしいですか。

○議長（南 満君） 総務部長。

○総務部長（徳永達也君） 総務部長の徳永でございます。

大淀消防署におきましては、現在の事務所棟を除却いたしまして、新しい庁舎を建て替える計画でございます。旧事務所棟の除却と新庁舎の建設については、緊急防災・減災事業債の適用を受けることができております。

ただ一方、車庫の一部を除却する分に関しましては、事業自体の一体性が認められない

というような国からの判断がございまして、一部一般財源で対応させていただく予定としております。

以上です。

○議長（南 満君） 16番、川田議員。

○16番（川田 裕君） その車庫の部分については、もう単費でやられると、こういう形でよろしいんですか。

○議長（南 満君） 総務部長。

○総務部長（徳永達也君） 引き続きお答えいたします。

そのとおりでございまして、県を通じて国への照会では、その建物を除去、除却しなくても新しい庁舎が建てられるということで、一部除外となったものでございます。

○議長（南 満君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 満君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 満君） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議第7号を原案どおり可決することに決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 満君） 異議なしと認めます。よって、議第7号は原案どおり可決されました。

日程第15 議第8号 財産の取得について

○議長（南 満君） 日程第15、議第8号、財産の取得についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、管理者に説明を求めます。

管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 議第8号、財産の取得についてご説明を申し上げます。

議案書27ページ、参考資料は53ページをご覧ください。

財産の取得につきましては、車両更新計画に基づき消防ポンプ自動車3台を買い入れるため、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものでございます。一般競争入札の結果、株式会社モリタ関西支店と1億3,849万円で仮契約を締結してございます。参考資料といたしまして、公表開札録、54ページには仮契約書をそれぞれつけさせていただいております。ご確認をお願いしたいと思います。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（南 満君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 満君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 満君） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議第 8 号を原案どおり可決することに決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 満君） 異議なしと認めます。よって、議第 8 号は原案どおり可決されました。

日程第 16 同第 1 号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（南 満君） 日程第 16、同第 1 号、公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、管理者に説明を求めます。

管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 同第 1 号、公平委員会委員の選任につき同意を求めることにつきまして説明をさせていただきます。

議案書につきましては 29 ページをご覧ください。

現在、公平委員会委員であります新座博行氏が本年 3 月末をもって任期満了となります。新座氏は人格が高潔で識見を十分に有する者として公平委員に適任でございますので、再任いたしたく議会の同意をお願いするものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（南 満君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 満君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 満君） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

同第 1 号を原案どおり可決することに決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 満君） 異議なしと認めます。よって、同第 1 号は原案どおり可決されました。

日程第 17 委議第 1 号 奈良県広域消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（南 満君） 日程第 17、委員会議案第 1 号、奈良県広域消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、議会運営委員長に説明を求めます。

川田議会運営委員長。

○議会運営委員長（川田 裕君） 委員会議案第 1 号、奈良県広域消防組合議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

別冊になっております委員会提出議案の 1 ページをご覧ください。

本件は先ほど管理者提出議案でもありましたが、刑法等の一部が改正されたことに伴い、「懲役」及び「禁錮」が廃止され、これらに代えて「拘禁刑」が創設されることから、議会の個人情報保護条例についても語句の整理を行う改正を行うものでございます。

２ページには新旧対照表を添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（南 満君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 満君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 満君） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

委員会議案第１号を原案どおり可決することに決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 満君） 異議なしと認めます。よって、委員会議案第１号は原案どおり可決されました。

ここで、議会運営委員長から冒頭に申出がございました閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 満君） ご異議なしと認めます。よって、申出どおり閉会中の継続審査とすることに決しました。

以上をもちまして、本定例会に提出されました案件を全て議了いたしました。

管理者閉会挨拶

○議長（南 満君） ここで、管理者からご挨拶の申入れがございますので、これを許可いたします。

管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 閉会に当たりまして、御礼のご挨拶を申し上げたいと思います。

本定例会におきましては、長時間にわたりまして、重要な議案をご提案させていただきましたところ、議員の皆様方には慎重なるご審議を賜り、本日ここに全議案滞りなく議了いただきましたことに厚く御礼を申し上げます。また、質問などを通じて貴重なご意見をいただいたことに対しましても、心から感謝を申し上げたいと思います。今後とも、奈良県広域消防組合に対しまして、より一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう重ねてお願いを申し上げます。

終わりになりますけれども、皆様方のご健勝、そしてますますのご活躍を心より祈念申し上げ、甚だ簡単ではございますけれども、閉会のご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（南 満君） これをもちまして、令和 7 年奈良県広域消防組合議会第 1 回定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後 2 時 5 7 分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 南 満

署 名 議 員 竹 邑 利 文

署 名 議 員 中 勝 洋